

一説從申逆行至于子、則其數得九、故以子爲九、其次從申至丑、其數得八、故以丑爲八、及至巳得四、餘皆倣之、從寅逆行至于午、則其數得九、故以午爲九、其次從寅至未、其數得八、故以未爲八、及至亥得四、皆倣之、蓋從寅至未爲晝、從申至丑爲夜、寅申者日出沒之時也、故晝從寅數之、夜從申數之、用之爲始、此說雖出穿鑿、姑載之以備參考而已、

〔類聚名物考時令二〕五更。一夜を五更に分つ事、西土の制にして、顔子家訓にも見えたり、五更と

打まかせて云時は、夜明前の時にして、是を曉更ともいへり、初更は初夜なり、前漢書九十六西域

傳闕賓國斥候士百餘人、五分夜擊刁斗自守、注師古曰、夜有五更、故分而持之也、學山錄卷六漢以

來有一夜五更之說、按顏氏家訓云、一夜何故五更、更何所訓、答曰、漢魏以來、謂爲甲夜、乙夜、丙夜、丁夜、

戊夜、又云、鼓一鼓、二鼓、三鼓、四鼓、五鼓、亦云、一更、二更、三更、四更、五更、皆以五爲節、西都賦亦云、衛以嚴

更之署、所以爾者、假令正月建寅、斗柄夕則指寅、曉則午矣、自寅至午、凡歷五辰、冬夏之月、雖復長短參

差、然辰間遼闊、盈不至六、縮不至四、進退常在五者之間、更歷也、經也、故曰五行爾、

〔掌中時辰儀示蒙〕盤面の形容器によりて、通例圖の如し、内圍の數字、一より十二に至るものは時

なり、外圍の數字、五に起て六十に止るものは分數なり、凡西洋時刻の法は、午正より子正に至る

を十二時とし、子正より午正に至るを十二時として、時を唱へて、子正後の幾時、午正後の幾時と

いふ、晝夜都て二十四時なり、一時を六十分とし、一分を六十秒とす、下の表は秒數を用ひず、三針を用ひざればなり、又刻

數は、晝夜九十六刻、一時は四刻なり、卽一刻は十五分に當る、晝夜の分數千四百四十分、秒數八萬

六千四百秒なり、本邦晝夜平分の時に比すれば、彼一時は我半時、彼二時は我一時に當る、これ立

春後立冬前各十一二日の頃のみ、直に彼時を用ゆべし、東都の數を以て論ず其他は晝夜長短あり、左の表

を査して知るべし、但常に變せざるものは、晝夜の九子午にて、彼十二時なり、是に因て、此器の一

周を正すは、必日中を用ゆべし、日中を測るの略器、圖の如し、略中